

処理事例 24 苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの

苦情申立て対象機関	財務部税務室資産税課	
<p>苦情申立ての内容</p>	<p>昭和 53 年度から平成 21 年度までに総額 200 万円近くの固定資産税を納めてきました。平成 21 年 5 月に市へ評価額の見直しを依頼したところ、間違いであることが判明し、過去 5 年分の平成 17 年度までの過誤納金約 30 万円の還付を受けたのですが、決まりであるということで、平成 16 年度以前の過誤納金については返してもらえませんでした。</p> <p>しかし、土地の現地状況の把握もしないで 30 年以上も誤った税額で納めさせておきながら、見直しを依頼しなかった納税義務者の落ち度で済まされ、決まりであるからということで過去 5 年分の過誤納金しか還付されないことに納得できません。</p> <p>平成 16 年度以前に納めすぎた税金についても還付してほしい。</p>	
<p>調査結果等</p>	<p>オンブズマンは資産税課の職員に聴き取り調査を行いました。</p> <p>資産税課によると、この度の固定資産税及び都市計画税の過誤納金の還付は、申立人から土地の評価の見直し依頼を受け、申立人の土地（以下、「当該土地」という。）の課税地目を原野から山林に認定替えしたことにより生じたものでありますが、申立人が当該土地を取得した当時に遡り認定替えしなければならなかった必然性は認められず、そのことを示すものとして当該土地の状態を撮影した写真が提示されました。</p> <p>また、土地所有者が自分の土地について確認する機会としては、縦覧制度や閲覧制度を設けているほか、平成 5 年からは納税義務者に通知する課税明細書に評価額や課税地目を表示することとしており、できるだけ土地所有者が自分の土地の評価や登録内容を確認できるように努めているとのことでした。</p> <p>法令等の規定を確認しますと、5 年を経過した固定資産税及び都市計画税の還付に関しては、地方税法に「還付金に係る地方団体に対する請求権は、その請求をすることができる日から 5 年を経過したときは、時効により消滅する。」（第 18 条の 3）と規定されています。</p> <p>原野と山林の区別は、明確に判別できる状態にあるものもあれば、徐々に原野から山林へ移行する途中段階の微妙な状態にあるものも考えられ、当該土地の写真を見るかぎり、明確にどちらであると言い切れるような状態にあったとは考えられず、申立人が当該土地を取得した当時から土地の実状と課税地目との間に大きな隔たりがあったとは言えません。</p> <p>時の経過とともにいつ頃に原野が山林となったと考えることもでき、いつからそのような状態になったのかを特定することはできません。このように地目を原野として課税してきたことが間違いであったとは言えず、申立人の土地に関する資産税課の事務処理に課税上の誤りがあったとは認められないと判断し、今回の調査を終えることにしました。</p>	
<p>苦情申立ての受付年月日</p>	<p>平成 22 年（2010 年） 2 月 3 日</p>	<p>要した日数</p>
<p>市の機関への調査年月日</p>	<p>平成 22 年（2010 年） 2 月 25 日</p>	<p>22 日間</p>
<p>調査結果通知年月日</p>	<p>平成 22 年（2010 年） 3 月 5 日</p>	<p>30 日間</p>